

令和6年度事業計画書

我が国の経済情勢は、コロナ禍からの社会経済活動の正常化や賃上げ、緩やかな財政・金融政策などの下支え、さらには、供給制約の緩和やインバウンド消費の回復などにより景気の回復が継続している所であるが、物価の高止まりによる家計の節約行動の長期化や国際情勢の緊張、能登半島地震の復興などの不安定要素もあり、今後とも注視していく必要がある。

しかしながら、シルバー人材センター事業については、会員及び就業機会の確保は厳しい状況が続いており、雇用情勢においては、経済活動の正常化に伴い、求人の増加はみられるものの、高齢者の追加的な労働供給の余地は限定的で、テレワークの推進や副業の許可など新たな働き方を取り入れる動きが広がりつつあり、このことは、シルバー人材センターにとって多大な影響を及ぼすことになるが、高齢者の生きがいの充実と福祉の増進を図り、活力ある地域社会づくりを推進するためには、これまで以上に創意・工夫を凝らした積極的な事業展開を図ることが重要である。

このため、令和6年度においては、あらゆる機会を通じて、会員の拡大と就業機会の開拓に努め、放課後児童クラブや空き家等管理代行サービス事業等の既存事業の拡充を図るとともに、技能講習会等の実施や就業相談・就業情報の発信、社会参加活動や広報啓発活動、安全就業の推進に努め、さらには、デジタル技術を活用した業務の効率化や会員のデジタル技術を活用する能力の向上に取り組むなど、新たな事業展開を積極的に推進して参りたい。

今後とも、「自主・自立、共働・共助」の基本理念のもと、会員の拡充、就業機会の拡大、安全・適正就業の推進と新規事業の開拓に努めるとともに、関連する機関や団体等と連携する中で、地域からより一層期待される魅力あるセンターづくりに向け、会員はじめ役職員が一丸となって邁進していく所存である。

I 基本的事業

- 1 高齢者に対する雇用によらない就業機会の確保及び提供事業
- 2 雇用による就業を希望する高齢者に対する職業紹介事業及び労働者派遣事業
- 3 高齢者に対し就業に必要な知識及び技能を付与する講習事業
- 4 高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図る事業
- 5 高齢者の多様な就業機会の確保及び地域社会、企業等における高齢者の能力の活用を図るための事業

Ⅱ 実 施 計 画

1 高齢者に対する雇用によらない就業機会の確保及び提供事業

(1) 地域社会に密着しながら、会員の希望、知識及び経験に応じた就業等の活動機会を確保し提供する。

ア 行政機関と連携し、産前産後ヘルパーや放課後児童クラブ等の子育て支援及び家事援助サービスなど就業機会の拡大を図る。

イ 行政機関と連携し、介護予防・日常生活支援総合事業を推進する。

ウ 行政機関及び商工会等と連携し、空き家等管理代行サービス事業を推進する。

エ 行政機関と連携し、SDGs 実現を推進するとともに地域社会に貢献する事業の実施を検討する。

オ 新規分野の就業開拓や、指定管理、業務委託等の確保に努める。

カ 剪定、草刈、草引き作業等の会員不足、就業状況等の課題に対応するための対策を検討する。

(2) 会員の拡充

ア 会員拡充に関する報奨制度の活用により入会の促進を図るとともに、退会者の防止に努める。また、女性活躍推進委員会の周知及び活動推進を図り、女性会員の新規加入促進に努める。

イ 入会説明会を月2回(第2水曜日と第4水曜日)、女性限定入会説明会を定期的で開催する。また、講習会、セミナー等の開催時や希望者に応じ臨時入会説明会を開催するとともにWeb入会の活用推進に努める。

ウ 子育て、介護、医療等の資格を有する会員の入会促進に努め、人手不足問題の解決に寄与するとともに、シルバー人材センターにおける高齢者の活躍を促進する。

エ 事務局内で定期的に会員及び就業機会拡大企画会議を開催し、会員の入会促進や退会防止の具体的対策について検討する。

(3) 事務局体制の充実

ア 会員や発注者等から信頼され期待される事務局を目指し、地域のニーズ把握に努めるとともに、職員の資質向上や効果的な予算執行を図る。

イ 派遣事業の推進と新規事業参入に伴い組織強化を図り機能的な運営に努力するとともに、会員拡充や就業拡大に向けての積極的な活動を展開する。

ウ 事務のデジタル化を推進し事務の効率化・簡素化を図る。

2 雇用による就業を希望する高齢者に対する職業紹介事業及び労働者派遣事業

(1) 職業紹介事業

臨時的かつ短期的な仕事又はその他の軽易な業務に係る仕事の求人を受け付け、当該業務への従事を希望する一般高齢者や会員に対し、職業紹介を実施する。

なお、県知事から「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）」第39条に規定する業務拡大に係る業種及び職種等の指定を受けた各種商品小売業について、マッチングを目指す。

(2) 労働者派遣事業

子育て支援、育児や介護分野の地域ニーズに即した新たな就業機会の確保に努めるとともに、就業会員の入会促進及び技能向上を図る。また、派遣業務に適した職種を選抜し、提案型営業活動を行い、新たな就業機会の創出を図ると同時に、会員を確保し企業の人材ニーズをマッチングさせ労働者派遣事業を推進する。

なお、県知事から「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）」第39条に規定する業務拡大に係る業種及び職種等の指定を受けた各種商品小売業について、マッチングを目指す。

3 高齢者に対し就業に必要な知識及び技能を付与する講習事業

(1) 高齢者活躍人材確保育成事業

愛媛労働局からの委託事業の実施主体である（公社）愛媛県シルバー人材センター連合会と連携を図りながら、サービス業等での人手不足、放課後児童支援や育児・介護等の現役世代を支える分野を担う高齢者を育成するための技能講習会やセミナー等を支援する。

(2) 生涯現役促進地域連携事業

愛媛県が中心となって構成される「協議会」等からの提案に基づき働く意欲のある高齢者が能力や経験を活かし、年齢に関わりなく働くことができる生涯現役社会を目指し、地域における高齢者の就業促進に資する情報提供や講習会等を支援する。

(3) 技能開発講習会

地域に高齢者の就業にふさわしい仕事が存在していても必要な経験や能力が不足している場合には就業に結びつかないため、各種講習会を開催する。

ア 草刈、剪定及び放課後児童支援員など就業体験型講習会を開催することにより新たな人材の育成を図る。

イ 職群班長による後継者（リーダー）を育成するとともに、新たな職群班の設置に努める。

ウ スマホ講習会を開催するとともに関係機関が行う講習会へ参加する。

(4) 接遇マナー講習

会員の資質向上を図るため、接遇マナー講習を実施する。

4 高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図る事業

(1) 社会参加活動事業

ア 社会参加活動の一環として、清掃活動等を中心としたボランティア活動に積極的に参加し、地域社会の発展に寄与するとともに、地域との結びつきを深める。

イ 事務所スペースを利用し、会員の趣味を活かした作品を展示する

とともに、センター情報の発信を積極的に行い、会員相互の交流を深める。

(2) 相談・情報提供事業

地域における働く意欲のある高齢者のために就業、職業能力開発等に係る相談、情報提供に努める。

ア 随時、就業情報の発信を行うとともに就業相談を実施する。

イ 毎月1回、地域の高齢者を対象に理事参加のもとで就業相談会を開催する。

ウ ホームページ、SMS、Smile to Smile、会報、会員ひろばの掲示板等を活用し就業に必要な情報等の提供を行う。

エ 会員へのシルバー基本理念研修会を開催する。

オ 未就業者への就業体験会を実施し就業促進につなげる。

5 高齢者の多様な就業機会の確保及び地域社会、企業等における高齢者の能力の活用を図るための事業

(1) 就業開拓等事業

就業開拓専門員を配置し、地域の家庭、事業所及び地方公共団体等を訪問面談し高齢者にふさわしい仕事を開拓するとともに、高齢者の能力や経験を活かせる職域の開拓に努める。

ア 地域の家庭、事業所及び地方公共団体等への訪問活動を行うとともに、電話を活用し就業機会の開拓に努める。

イ 会員による就業開拓の推進を図るとともにWeb受注の周知に努める。

ウ 福祉・家事援助、子育て支援など女性の就業機会の拡大と能力の活用を図る。

(2) 調査研究事業

ア センターの活動実績を検証し、課題の抽出や対応策を検討する。

イ 地域社会のニーズにマッチした事業展開を目指し、顧客満足度調査を実施する。

ウ 新たな事業展開に資するため、先例地に学び、調査研究を行う。

エ 事務局内で定期的に会員及び就業機会拡大会議を開催し、新規分野の開拓や新規事業への取組み方策について検討する。

(3) 安全・適正就業推進事業

高齢者が自らの安全の確保と健康の維持を図りながら、提供された仕事を安全かつ適正に遂行できるよう安全意識の徹底と健康管理の啓発活動を実施する。

① 安全就業の推進

ア 会員の安全への意識を高めるとともに、安全就業基準の順守を徹底する。

イ 危険性の高い就業を禁止する。

ウ 安全パトロール及び就業時の安全指導を実施する。

エ 事故の撲滅に向けて事故分析と防止対策を検討する。

オ 飛散防止対策として防護ネット等の使用を徹底する。

- カ 事故発生時に安全ニュースを発行し、会員へ注意喚起を図る。
- キ 安全就業の手引き、会報、ホームページを活用した啓発を行う。
- ク 作業手順や注意点の共有を図る目的で作業前ミーティングを行う。
- ケ 各種講習会及び研修会を活用して安全意識の啓発を図る。
- コ 交通安全講習及び機器取り扱い講習会を開催する。
- サ 事故発生会員対象の安全講習会を開催する。
- シ 無料健康診断（市主催）の情報提供を行う。

② 適正就業の推進

- ア 適正就業ガイドラインを会員及び発注者へ周知する。
- イ ワークシェアリング及びローテーション就業の推進により、同一場所での長期就業（原則最長3年）、月間就業日数（「臨時的かつ短期的な就業」は、おおむね月10日程度以内）及び週間就業時間（「軽易な業務」は、おおむね週20時間を超えないもの）の適正化に努める。
- ウ 未就業相談や未就業者の就業対策を強化し、会員の退会防止を図る。
- エ ホームページ、SMS、Smile to Smile、会報、会員ひろばの掲示板にて就業情報の発信を行うなど公平な就業機会の提供に努める。
- オ 既存の受注について、請負・委任として適正かどうかの検討を常時行い、必要に応じて労働者派遣事業への移行を実施する。

(4) 普及啓発事業

センター事業への信頼と理解を得られるよう一般市民、事業所等及び会員となりうる高齢者へセンター事業の基本的理念や事業の仕組み等の周知を図る。

- ア 会報「シルバー西条」を（年2回）発行する。
- イ アクティブシニア層や女性を意識したチラシを作成し、タウン誌、新聞折込及び各種会報での啓発を行うとともに、ホームページ、市広報、公民館だより、報道機関等有効に活用する。
- ウ 事業所等への通知や公共施設等への普及啓発ポスター、パンフレット設置を推進する。
- エ 啓発用パンフレット、リーフレット、ポケットティッシュを理事、委員、会員により配布する自主的活動の推進を図る。
- オ ボランティア活動や普及啓発行事の実施時に報道依頼を行う。
- カ 各種講座、イベントやサークル活動等を推進し、会員及び一般の高齢者との相互交流を図り、入会を促進する。